○経済産業省告示第百三十号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第八十九条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録をしたので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十六年六月十七日

経済産業大臣　茂木　敏充

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
きんでんサービス株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋東三丁目十五番二十三号	平成二十六年五月三十日

○海上保安庁告示第八十一号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年六月十七日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　相馬港松川浦南防波堤沖灯浮標
位置
所在地　福島県相馬港（松川浦大橋橋梁灯（L一灯）の北方約一・三キロメートル）
北緯　三七―五〇―一六
東経　一四〇―五八―三七
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
灯質　単閃緑光　毎四秒に一閃光
光達距離　実効光度七八カンデラ　五・〇海里
点灯年月日　平成二十六年四月二十一日
記事　相馬港湾建設事務所管理

名称　細島港東沖浮魚礁施設灯
位置
所在地　細島灯台（宮崎県日向市）の東方約三七キロメートル
北緯　三二―二五―二二
東経　一三二―〇四―四一
廃止年月日　平成二十六年四月一日

名称　相馬港松川浦南防波堤灯台
位置
所在地　福島県相馬港（松川浦南防波堤外端）
北緯　三七―五〇―一四
東経　一四〇―五八―三六
撤去年月日　平成二十六年四月二十一日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第八十二号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年六月十七日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　鹿島港南防波堤灯台
位置
所在地　茨城県鹿島港（南防波堤外端）
北緯　三五―五七―二四
東経　一四〇―四二―四五
変更した事項
位置
所在地　茨城県鹿島港（南防波堤外端）
北緯　三五―五七―二七
東経　一四〇―四二―四五
変更年月日　平成二十六年四月八日

名称　天草天門橋橋梁灯（C一灯）
位置
所在地　熊本県三角港（天草天門橋中央）
北緯　三二―三六―四〇
東経　一三〇―二七―三二
変更した事項
位置
所在地　熊本県三角港（天草天門橋中央）
北緯　三二―三六―三九
東経　一三〇―二七―三四
記事　補正

名称　天草天門橋橋梁灯（L一灯）
位置
所在地　天草天門橋橋梁灯（C一灯）の東南東方約一〇〇メートル
北緯　三二―三六―三九
東経　一三〇―二七―三五
変更した事項
位置
所在地　天草天門橋橋梁灯（C一灯）の東南東方約九〇メートル
北緯　三二―三六―三九
東経　一三〇―二七―三四
記事　補正

名称　天草天門橋橋梁灯（R一灯）
位置
所在地　天草天門橋橋梁灯（C一灯）の西北西方約一〇〇メートル
北緯　三二―三六―四一
東経　一三〇―二七―二八
変更した事項
位置
所在地　天草天門橋橋梁灯（C一灯）の西北西方約八九メートル
北緯　三二―三六―四一
東経　一三〇―二七―二八
記事　補正

名称　川内港西防波堤北仮設灯台
位置
所在地　鹿児島県川内港（西防波堤北端）
北緯　三一―五二―一四
東経　一三〇―一一―三七
変更した事項
位置
所在地　鹿児島県川内港（西防波堤北端）
北緯　三一―五二―一四
東経　一三〇―一一―三六
記事　補正

○環境省告示第八十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年六月十七日

環境大臣　石原　伸晃

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　オオノ開発株式会社
ロ　住所　愛媛県松山市北梅本町甲百八十四番地
ハ　代表者の氏名　代表取締役　大野　照旺

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
愛媛県東温市河之内字大小屋乙六百二十八番三十七並びに字北引岩乙八百十五番六及び四十五並びに字仙道休乙八百五十七番三及び八百五十八番二並びに松山市北梅本町甲百八十四番地

三　無害化処理の用に供する施設の種類
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの
(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）